

し尿処理手数料は 納期限までに納めましょう

くみ取りの申込みは、直接業者あて（織田商事 ☎ 32-2948）にお願いしていますが、未納がある方については、生活環境交通係へ連絡することとしています。確実な納付約束をしていたから、くみ取りを行います。

未納が続くと支払いが難しくなってきます。特に悪質と判断された場合は「行政サービスの制限」の対象者となり、さまざまな行政サービスが利用できなくなりますので、し尿処理手数料（くみ取り料）は納期限までに必ず納めましょう

日中の支払いなどが困難な方には夜間納付などの対応を検討しますので、生活環境交通係にご相談ください。

納税相談はお気軽に！

平日、8時30分から17時までの間、収納の担当係で納税（付）相談を随時行っています。お仕事など日中お忙しい方で、市役所窓口、金融機関などでお支払いが困難な場合は、担当係にお気軽にご相談ください。

毎回の払い込みが難しいという方は、納め忘れの心配がない便利で安心な口座振替をご利用ください。



市税等 収納向上

information

問合せ
納税係 ☎ 32-2219
生活環境交通係
☎ 32-2215

今月の納付

- 国民健康保険税 5期
- 後期高齢者医療保険料 5期

納期限
11月30日（水）まで

ジェネリック医薬品の 利用について

医療機関で処方される薬には、新薬（先発医薬品）とジェネリック医薬品（後発医薬品）があります。

ジェネリック医薬品の処方を希望される方は、医師や薬剤師にその旨を伝えるか、医療機関や薬局の受付窓口に「希望カード」を提示することによってお願いすることができます。

ジェネリック医薬品とは？

これまでつかわれてきた薬の特許が切れたあとに同等の品質で製造販売される低価格の薬のことです。

❑種類について

様々な病気や症状に対応しています。カプセルや錠剤など、形態も豊富に用意されています。

❑効き目・安全性について

新薬と同等の効果・効能を持ち、厚生労働省の基準を満たしている安全なお薬です。

※希望される場合は、必ず医師や薬剤師に相談しましょう。

❑価格について

ジェネリック医薬品を利用すると、薬によって異なりますが、新薬より3割以上、中には5割以上安くなるものもあります。

医療保険

information

問合せ
医療保険係
☎ 32-2214

注意！

市内で多数の不審電話が確認されています。市役所保険課を名乗る人物から「保険税の還付金がある」、「医療費の還付がある」などの不審な電話がありましたら、市役所医療保険係と赤歌警察署（☎ 32-0110）へご連絡ください。

JR乗車券は赤平駅で

赤平駅の無人化解消のため、市が駅業務の委託を受けて運営しています。JRの乗車券を赤平駅で購入していただくと、市の費用負担軽減と有人対応の継続につながります。JRの切符・定期券は赤平駅でお買い求めくださいますようお願いいたします。



根室本線対策協議会 鉄道フォーラムin富良野

- ❑ 基調講演「根室本線を元気にする方法」
いすみ鉄道㈱代表取締役 鳥塚 亮氏
- ❑ パネルディスカッション

日時 11月14日（月） 14時30分～17時
場所 富良野文化会館
問合せ 富良野市役所 ☎ 0167-39-2304

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」発行

～年末調整・確定申告まで
大切に保管してください～

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。このため、平成28年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が本年11月上旬に日本年金機構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(または領収証書)を添付してください。

また、平成28年10月1日から12月31日までの間に今年のはじめて国民年金保険料を納付された方については、翌年の2月上旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料

控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」についての問合せは、控除証明書のはがきに表示されている電話番号にお問合せください。

年金事務所で 年金の「予約相談」実施中

ご予約いただくと…

- ①お客様のご都合にあわせて、スムーズに相談できます！
- ②相談内容にあったスタッフが事前に準備のうえ、丁寧に対応します！

- 予約相談の実施時間帯
8:30～16:00(月～金曜日)
- 予約相談希望日の1カ月前から前日まで受付しています。
- ご連絡の際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書をご準備ください。

申込み先

砂川年金事務所 ☎52-2144
ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165

年 金

information

問合せ
戸籍年金係
☎ 32-1823
砂川年金事務所
☎ 52-2144

正確な住所の登録が必要です

住民票の異動の届出(転出届、転入届、転居届など)は、国民健康保険、国民年金、選挙人名簿などにつながる大切な手続きです。入学・就職・転勤などで引越しをして住所を異動される方は、住所変更の届出を行ってください。

ほかの市区町村に
転出・転入される場合

引越しの
前の
市区町村
↓
引越しの
後の
市区町村

(転出前に)転出届を提出
↓
転出証明書を受取る

(転入日から14日以内に)
転出証明書を添えて
転入届を提出

同一の市区町村内で
転居される場合

お住まいの
市区町村

(転居日から14日以内に)
転居届を提出



引越しの際は
住民票の異動を忘れずに

問合せ 戸籍年金係 ☎ 32-1823